会社法第 437 条の規定に基づく添付書類

第 12 期事業年度

事 業 報 告

自　令和６年４月 １日

至　令和７年３月 31 日

株式会社民間資金等活用事業推進機構

1. 会社の現況に関する事項（令和７年３月 31 日現在）

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度の我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で緩やかな回復が続いています。インバウンド需要が先導して空港利用旅客数がコロナ禍前の水準に回復するなど、明るい兆しも見られます。一方で、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが我が国の景気を下押しするリスクがあるなど、我が国経済を取り巻く環境は依然として不透明感の残る状況にあります。社会資本整備を進めるにあたっても、建設価格は高騰する傾向にあり、また、市場金利も上昇する中、厳しい状況が続いています。

そのような中で、国や地方の財政は一層厳しさを増すものと予想され、今後、新たなインフラの建設はもとより、高度経済成長期を支えたインフラの老朽化対策、大規模災害に備えた防災・減災対策などの社会資本整備を進めるにあたり、民間の資金、技術及び経営ノウハウを積極的に活用し、より効率的に実施していくことが求められております。

地域における PPP/PFI 事業を一層推進していくため、政府は、令和４年 12 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」を改正しました。この中で当機構については、人材ネットワークの構築や、蓄積した案件形成のノウハウの提供等、PFI 事業の案件の掘り起こしにつながる業務を一層推進していくため、機構の業務に PFI 事業の推進のために必要な調査及び情報の提供に関する業務を追加するとともに、機構の資産処分期限の延長（令和 15 年３月 31 日まで）等を行いました。

また、政府は、事業規模目標を令和４年度からの 10 年間で 30 兆円とし、その達成に向け PPP/PFI の質と量の両面からの充実を図るため、「PPP /PFI 推進アクションプラン（令和６年改定版）」を令和６年６月に決定しました。その中で当機構については、案件形成の早期の段階から牽引役としての役割を果たして収益型事業を推進するなど、民間インフラ投資市場の成長に寄与することが求められています。また、地域経済好循環の実現に向けて、機構の資金供給機能、案件形成のためのコンサルティング機能を積極的に活用し、特にローカル PFI や新たな分野における事業において先導的な役割を担うことで、地域における PFI 事業の大幅な掘り起こしを進めることが期待されています。

同月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024（骨太方針）」では、「公共サービスを効率的・効果的に提供する PPP/PFI について、改定アクションプランに掲げる目標を着実に達成することを目指し、取組を更に推進する」等とされているところです。

このように PFI をめぐる国の動きが活発化する中、当機構は、地方自治体等に各種サポート等を行うために、令和６年５月に官民連携支援センターを設立いたしました。内閣府等と連携し、自治体に対する専門家の派遣や地域金融機関との連携を進めることなどにより、案件発掘段階から事業契約の締結等による事業実施段階までの様々な段階において、幅広いニーズに対応してまいりました。

また、投融資においても、全国各地の個別の案件について、地方自治体等の公共施設

等の管理者、民間事業者及び地域金融機関等の関係者との協議を通じ、地域の特性に応じた多種多様な事業分野や規模の案件形成を支援してきたところであり、当事業年度においては、下記のとおり、PFI 事業に対する具体的な支援決定を実現しました。

① 広尾病院及び広尾看護専門学校整備等事業（令和 6 年 7 月）

② 浜松市斎場再整備事業（令和 6 年 7 月）

③ 堤根余熱利用市民施設整備事業（令和 7 年 3 月）

上記のような事業活動の結果、当事業年度の業績は、営業収益が 20 億 5 千 1 百万円（前期比＋1 億 4 千 7 百万円）、経常利益が 14 億 7 千 1 百万円（前期比＋1 億 2 千 4 百万円）、当期純利益が 10 億 2 千 1 百万円（前期比＋8 千 7 百万円）となりました。

このように当事業年度において、当機構は一定の成果を上げたものと思料しておりますが、今後も政府の PPP/PFI 推進方策やアクションプランの目標実現等に向け、PFI 事業の一層の促進強化に尽力してまいります。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資等につきましては、重要な固定資産の取得等はありませんでした。

(3) 資金調達の状況

当事業年度は、増資、借入等の資金調達は行いませんでした。

(4) 対処すべき課題

PFI 事業の推進は政府の重点施策であり、内閣府によれば、令和 5 年度に実施方針を公表した PFI 事業数は 69 件（このうちコンセッション方式は 11 件）であり、平成 11 年度から令和 5 年度までの累計は 1,071 件（このうちコンセッション方式は 59 件）となっています。一方で、人口 20 万人未満の地方公共団体（1,609 団体）では PFI 事業実施団体は 2 割弱（284 団体）にとどまるなど、その普及を図っていくためには様々な課題が残っています。人口規模が小さい地方自治体における案件形成を促進するためには、PFI 手法の有効性・必要性についての理解と共有をより一層進めるほか、こうした自治体が取り組みやすい方策を講じていくことが必要です。

当機構においては、地方自治体等の案件形成や地域における人材育成など、PFI の更なる普及促進に向けて、以下の課題に取り組んでまいります。

① 相談・助言機能の充実

民間事業者と地方公共団体や関係省庁との仲介機能を担うことで、個別課題の解決に向けた調整を引き続き実施します。事業の様々な段階において、地方公共団体等に対する各種サポートを実施するため、官民連携支援センターは積極的な活動を行うとともに、更なる体制の充実を図ってまいります。

また、政府において進められている地域プラットフォームへの積極的な協力をはじめ、地方自治体等との円滑な連携を通じ、案件形成が促進されるよう取り組みます。さらに、公共側と民間側との意見調整役として、公共・民間の双方にとって魅力ある個別案件の組成及び出融資の実行に注力するとともに、地方での各種セミナーや勉強会に

協力するなど、地方自治体、地域金融機関等との連携を引き続き推進します。

② 地域における担い手の育成

地域金融機関等への情報提供、講演会等への講師派遣、ファイナンスノウハウの提供並びに地域の民間事業者等への普及・啓発等の活動に引き続き取り組み、地域の担い手の拡大に尽力します。

特に、地域金融機関の職員に対し、地域における人材育成、ノウハウの移転に向け、関係機関のニーズを踏まえつつ、オンライン開催を含めた研修を実施したり、融資契約書等の参考例を提供したりしてまいります。さらに、PFI に係る金融実務の取得を目的として、地域金融機関の職員を研修員として受け入れる取組を行ってまいります。

③ 各分野における先導的案件の組成等

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 6 年改定版）」に掲げられている重点分野をはじめ、各分野のモデルとなる事業スキームの提示等を通じ、先導的案件の組成に取り組みます。特に、ウォーターPPP をはじめ、ローカル PFI、スモールコンセッション、分野横断型・広域型や新たな分野における PPP/PFI 事業において機構が先導的な役割を担うことで、地域における PPP/PFI 事業の大幅な案件発掘の支援を進めていくなど、川上から川下までの各種取組を一層積極的に進めてまいります。

④ 情報発信の充実

民間事業者等の理解も得ながら、出融資決定時及び実行後における当該出融資の情報開示を適切に行うなど、更なる情報開示に努めてまいります。

保有するノウハウを効果的に情報発信していくために、Web サイトの充実など広報活動の強化に取り組みます。Web サイトの掲載情報の質と量の改善を図り、参照しやすい形での情報発信を実施できるように努めてまいります。

なお、当機構が出融資を行った PFI 事業において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けた事業もあり、約定に基づく利払繰延の適用もありますが、コロナ禍からの社会経済活動も正常化し、現状では事業継続に懸念はなく、当機構の出融資の回収見込みに重大な影響を及ぼすものであるとは想定しておりません。今後も引き続き状況を注視してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第 9 期 (3.4.1～4.3.31)	第 10 期 (4.4.1～5.3.31)	第 11 期 (5.4.1～6.3.31)	第 12 期 (6.4.1～7.3.31)
営業収益	1,766,009	1,844,844	1,904,490	2,051,435
経常利益	1,239,874	1,284,330	1,346,997	1,471,165
当期純利益	862,977	894,221	933,269	1,020,668
1 株当たり当期純利益（円）	2,157.44	2,235.55	2,333.17	2,551.67
総資産	110,351,676	110,839,950	111,734,910	112,779,077

純　　資　　産	21,932,332	22,426,553	23,359,823	24,380,491
1株当たり純資産額(円)	54,830.83	56,066.38	58,399.55	60,951.22

(注)金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当機構の主な事業内容は次のとおりです。

① 当機構が支援決定を行った対象事業者に対する、出資、基金の拠出、資金の貸付

② 当機構が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券の取得

③ 当機構が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

④ 特定選定事業に係る実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定選定事業等を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣・助言

⑤ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分

⑥ 債権の管理及び譲渡その他の処分

⑦ ①~⑥に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

⑧ 特定事業を推進するために必要な調査及び情報の提供

⑨ ①~⑧に掲げる業務に附帯する業務

⑩ ①~⑨の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

⑪ ①~⑨の業務のほか、地域再生法第5条第15項の認定を受けた地方公共団体が、同項の認定を受けた地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、当該認定地方公共団体の依頼に応じた次の業務

ア.当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣

イ.当該認定地方公共団体に対する助言

ウ.ア、イに掲げる業務に附帯する業務

(8) 主要な営業所

① 本社

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

② 主要な子会社の事業所

該当事項はありません。

(9) 従業員の状況　(出向者を含み、派遣社員を除く。)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20 名	1名増	46.0 歳	2.77 年

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和７年３月 31 日現在）

(1) 発行可能株式総数　1,600,000 株

(2) 発行済株式の総数　400,000 株

(3) 株主数　70 名

(4) 大株主

株　主　名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
財務大臣	200,000 株	50.00 %
株式会社日本政策投資銀行	16,000 株	4.00 %
株式会社みずほ銀行	10,000 株	2.50 %
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	10,000 株	2.50 %
第一生命保険株式会社	10,000 株	2.50 %
株式会社三井住友銀行	10,000 株	2.50 %
株式会社ＳＢＩ新生銀行	6,000 株	1.50 %
みずほ信託銀行株式会社	6,000 株	1.50 %
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	6,000 株	1.50 %
明治安田生命保険相互会社	6,000 株	1.50 %

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	髙 橋　　洋	ＫＮＴ－ＣＴホールディングス㈱非常勤取締役 宮交ホールディングス(株) 非常勤取締役
取　締　役	宮 本　 和 明	東京都市大学名誉教授 東北大学名誉教授
取　締　役	望 月　　淳	(株)ヤマト 社外監査役 エス・オー・シー(株) 社外取締役
取　締　役	鎌田　由美子	(株)ＯＮＥ・ＧＬＯＣＡＬ 代表取締役 (株)ルミネ 非常勤取締役 (株)Aoba-BBT　社外取締役 多摩大学大学院　客員教授
監　査　役	小 粥　純 子	東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授 小粥純子公認会計士事務所代表 大和ハウスリート投資法人　監督役員 (株)商工組合中央金庫　取締役監査等委員 (株)TBS ホールディングス　社外監査役 東京都監査委員
監　査　役	菊　地　　伸	損害保険契約者保護機構評価審査会委員 日本商工会議所経済法規専門委員会学識委員 外苑法律事務所 パートナー弁護士 (株)博報堂 DY ホールディングス社外監査役 インテグラル(株) 社外取締役

（注） ① 取締役の宮本和明、望月淳及び鎌田由美子の 3 氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。また、監査役の小粥純子及び菊地伸の両氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

② 監査役の小粥純子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

③ 監査役の菊地伸は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

④ 当社は執行役員制度を導入しており、令和 7 年 3 月 31 日現在の執行役員は次のとおりであります。

地　　位	氏　　名
常 務 執 行 役 員	松 平　宏 道
執 行 役 員	山　形　　淳
執 行 役 員	伊 藤　夏 生

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 数	報酬等の額	摘　　要
取　締　役	6 人	45,951 千円	
監　査　役	2 人	10,000 千円	
計	8 人	55,951 千円	

（注）① 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

② 取締役の支給人数及び報酬等の額には、第十一回定時株主総会の終結と同時に退任した古賀信行代表取締役及び足立慎一郎取締役を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況(民間資金等活用事業支援委員会における活動を含む。)

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取　締　役 兼 民間資金等活用事業 支援委員 （委　員　長）	宮 本　　和 明	当事業年度開催の取締役会 11 回全て、民間資金等活用事業支援委員会 5 回全てに出席。学識経験者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
取　締　役 兼 民間資金等活用事業 支援委員	望 月　　淳	当事業年度開催の取締役会 11 回全て、民間資金等活用事業支援委員会 5 回全てに出席。金融機関での幅広い業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取　締　役 兼 民間資金等活用事業 支援委員	鎌田　由美子	当事業年度開催の取締役会 11 回全て、民間資金等活用事業支援委員会 5 回全てに出席。事業会社の経営者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
監　査　役	小 粥　　純 子	当事業年度開催の取締役会 11 回全て、民間資金等活用事業支援委員会 5 回全てに出席。公認会計士としての専門的見識を活かし、社外の立場から発言。
監　査　役	菊 地　　伸	当事業年度開催の取締役会 11 回全て、民間資金等活用事業支援委員会 5 回全てに出席。弁護士としての専門的見識を活かし、社外の立場から発言。

（注）当機構は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき設立された株式会社であり、同法第 46 条により、特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定等は、取締役会から民間資金等活用事業支援委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当機構は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当機構は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額等を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

興誠監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区　　分	金　　額
会計監査人としての報酬等の額	5,000 千円

（注）監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとしています。監査役は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任することとしています。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告することとしています。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備について

当機構は、会社法及び会社法施行規則に従い、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な関連規程を整備しています。平成 28 年 4 月 20 日に内部統制体制基本方針を取締役会において決議し、平成 27 年 5 月に施行された会社法施行規則改正を踏まえた内部統制体制を構築しています。

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先する体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」、「利益相反管理規程」及び「インサイダー取引未然防止規程」を定めています。

ア. 当機構は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置し、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、法令違反その他のコンプライアンス上の問題が生じた場合にその旨を通報・相談することができる窓口を設置するとともに、通報者の保護に係る体制を整備しています。

イ. 当機構は、「利益相反管理規程」に基づき、利益相反事項の管理を統括する部署を設置し、各部署における利益相反事項の管理体制を整備しています。

ウ. 当機構は、「インサイダー取引未然防止規程」において役職員が知ったインサイダー情報の管理並びに役職員及び会社の有価証券投資の在り方等について遵守すべき基本的事項を定め、インサイダー取引の未然防止を図る体制を整備しています。

エ. 当機構は、役職員が遵守すべき法令及び社内ルールの具体的内容を明示した、出融資等案件に係る業務体制・業務フローに係る資料を作成し、研修等によりコンプライアンスの徹底を図っています。

オ. 当機構は、上記記載事項を含め、コンプライアンスの実施状況について、「コンプライアンス規程」に基づいて社内に設置したコンプライアンス委員会に定期的に報告しています。

② 当機構は、株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成 25 年 10 月 4 日内閣府告示第 232 号）に基づき、独立採算型等の PFI 事業支援業務の実施並びに独立採算型等の PFI 事業支援の対象となる事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって、同支援基準に従っているか否かを確認するとともに、支援実行後は必要なモニタリングを行います。

③ 当機構は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察や弁護士等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当機構は、「取締役会規程」、「民間資金等活用事業支援委員会運営規程」及び「情報資産リスク管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行っています。

(3) リスク管理に関する体制

① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定めています。

② 当機構は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役会長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行っています。

③ 会社の経営に支障を及ぼす重要な事故の発生、又は差し迫った発生の危険を認識したときには、事故対策会議を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。また、大規模災害発生時には、災害対策本部を設置すること等により、迅速な災害対応活動等を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、法令、定款等を遵守し、「取締役会規程」に基づき、適切に経営管理を行っています。

② 当機構は、「組織規程」及び「決裁規程」に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図っています。また、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図っています。

(5) 監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に対する体制

ア．役職員は、当機構の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告します。

イ．役職員は、当機構の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告し、随時経過を報告します。

ウ．監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、役職員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告します。

エ．当機構は、上記ア～ウの報告をした役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底しています。

② 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

ア．監査役の求めに応じて、監査役スタッフとして当機構職員を監査に必要な事務に就かせるとともに、監査役の監査スタッフに対する指示の実効性を確保します。

イ．監査役の職務を補助する職員の人事など当該職員の独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重します。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

上記項目に加え、監査役に対して以下の事項を確保しております。

ア． 取締役会及び民間資金等活用事業支援委員会は、監査役の出席を確保しています。

イ．代表取締役及び会計監査人は、監査役と会合を持ち意思の疎通を図っています。

ウ．当機構は、監査役がその職務の執行について、当機構に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(6) 当該体制の運用状況の概要

① 当該事業年度中に発生した法令違反行為に対する対応

当該事業年度中に法令違反行為は発生しておりません。

② 当該事業年度中に開催されたコンプライアンス委員会の開催回数及び主な審議内容

令和７年２月３日に第１４回コンプライアンス委員会を開催いたしました。

当該委員会では、コンプライアンスに関連する規程等の実施状況等の報告・審議が行われました。

③ 当該事業年度中に行われた内部通報の件数及びこれに対する対応等

当該事業年度中に内部通報はありませんでした。